

## 専決処分の報告について

### 1 報告件名

西徳第二公園内転倒事故に係る示談処理

### 2 事故の概要

令和4年11月3日、区立西徳第二公園内において、被害児が、遊歩道脇にあった立入防止柵のない窪地に友人と一緒に下りて遊んでいたところ、友人と接触したことで転倒し、遊歩道を構成する鋼材にぶつかり、負傷した。

### 3 専決処分年月日

令和5年10月5日

### 4 専決処分の内容

損害賠償額 32,561円

なお、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補てんされる。

### 5 相手方

板橋区内在住6才(当時)男児の法定代理人

# 西徳第二公園事故箇所写真

令和4年11月8日撮影

全景写真



拡大写真

